

2 特別支援教育体制について

教育委員会における総合的判断結果を受け、下記のように就学することとなります。

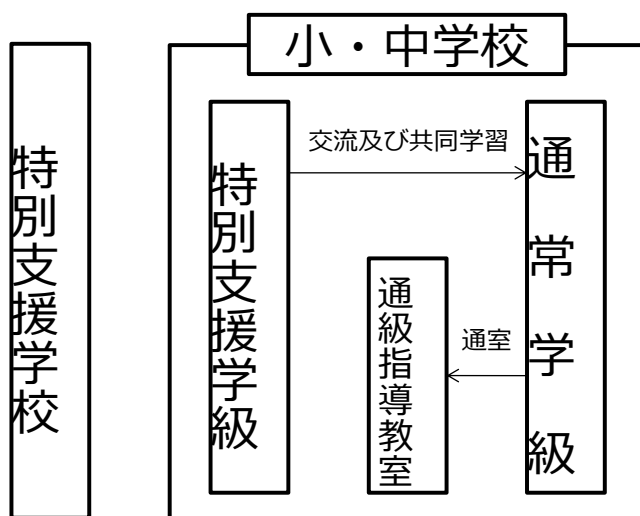
○ 特別支援学校

- 障害の程度が比較的重い子どもを対象として、小学校・中学校・高等学校に合わせた教育を受けることに加えて、学習または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校です。
- 視覚・聴覚・知的・肢体不自由・身体虚弱を含む病弱等の障害のある児童生徒が対象です。
- 1 クラス 6 人までの人数で、児童の状態に応じた個別指導及び支援が可能です。
- 施設設備が充実しており、特別支援教育の専門知識を有する教員が配置され、手厚い支援を受けることができます。

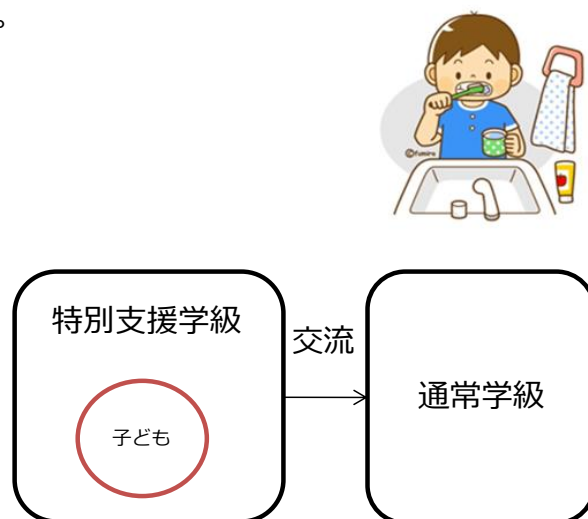
○ 特別支援学級

- 軽度の知的障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童が対象となります。定員 8 人で、個別の指導計画に基づいた指導・支援を受けることができます。
 - 児童生徒本人が、対象児童生徒の特性を理解すること、得意な部分を活かして苦手なところを補う具体的な方法を学ぶことで、学習上または生活上の困難を和らげることが目的です。
 - 交流及び共同学習
- ・ 特別支援学級に在籍しながら、同学年の児童生徒と相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむこと、教科等のねらいを達成するために、通常学級に移動して授業を受けます。
 - ・ どの教科を特別支援学級で学び、どの教科を交流及び共同学習の時間とするか等は学校から提案され、保護者の同意のもと、決定されます。
- 特別支援学級の教育課程

特別支援学級では教科を合わせた指導を行っています。知的障害特別支援学級では、その教育課程に準じて生活単元学習を設定する場合があります。また特別支援学級では、個のニーズに応じた自立活動の時間が必ず設定されます。



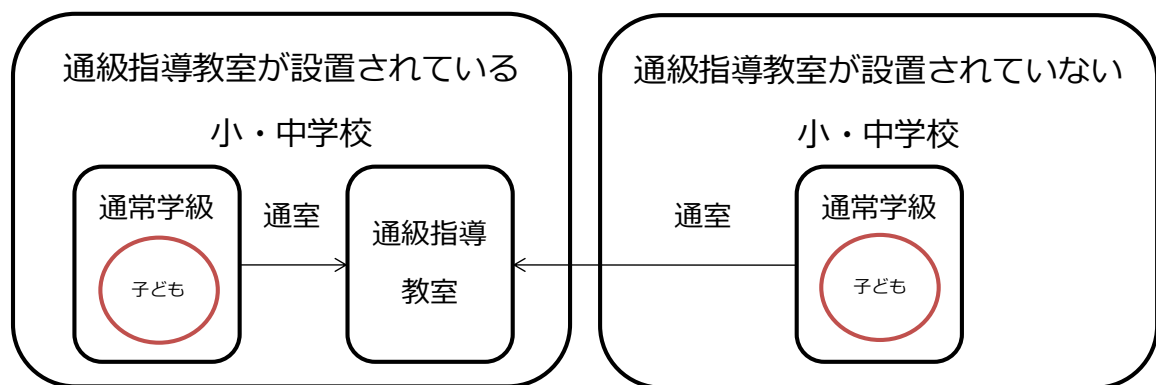
特別支援教育の全体像



交流及び共同学習のしくみ

○ 通級指導教室

- 通常学級に在籍する子どもが、対人関係の困難さ、言語障害、学習障害等、一人一人のニーズや特性に合った個別の指導を受ける教室です。
- 週に1, 2時間、通室し、困りごとや課題に合わせた支援、指導を受けることができます。
例：読み書きの困難さ、コミュニケーションの困難さ など
- 通級指導教室は、勉強の遅れを補充する場所ではありません。
- 通級指導教室開設校の種別
 - ・ 言語障害…小丸山小学校
 - ・ 学習障害等…山王小学校、天神山小学校、朝日小学校、東湊小学校、石崎小学校、和倉小学校、田鶴浜小学校、中島小学校、七尾中学校、七尾東部中学校、能登香島中学校、中島中学校
- 曜日、時間は、教育委員会よりお知らせします。
- 在籍校に通級指導教室がない場合は、教育委員会が指定し、他校の通級指導教室を利用することになります。(送迎は保護者)



※ 特別支援学級および通級指導教室は、毎年継続するか確認します。就学先変更（通常学級⇔特別支援学級）を希望する場合は、毎年8月までに学校に相談ください。

※ 年度途中に就学先の変更はできません。

～その他の配慮～

◆ 特別支援教育支援員

- 学級で授業の補助を行う支援員のことを指します。
- 幼保園、こども園とは異なり、個人に一人の支援員が配置されるわけではなく、必要に応じて学級に配置されます。

